

ＳＳ（ガソリンスタンド）を建設しています

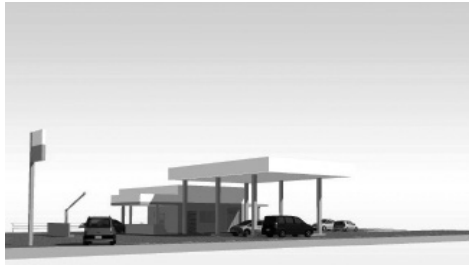
現在、宮下地区にてＳＳを運営しておりますが、施設の老朽化による機器の故障が相次いで発生していることに加え、利用者からはアクセスのしにくさや敷地の狭さが指摘されており、災害時における燃料供給が懸念される状況にあります。

このため、町では、燃料供給のアクセス性を確保しつつ、町民ニーズを踏まえた多機能化や利便性向上等による利用促進が図られるよう、国道 252 号沿いの道の駅尾瀬街道みしま宿駐車場に隣接する町有地にＳＳを建設しており、令和 6 年 4 月以降に営業を開始する予定です。

新しいＳＳは、セルフサービス方式で最大 3 台同時給油が可能となり、ドライブスルー型洗車機を導入します。また、発電機を設置し、停電時でも給油や配送ができるよう整備します。

なお、現在営業している宮下地区のＳＳは、新しいＳＳの営業開始後に解体・撤去する予定です。

【ＳＳ完成イメージ】



新しいＳＳを運営する民間事業者を募集します

新しいＳＳを運営する民間事業者を募集します。ＳＳの運営にあたっては、民間事業者が担う「指定管理者制度」を採用し、民間活力を生かした住民サービスの向上や施設管理における費用対効果の向上を期待するものです。

なお、本募集においては、三島町内に事業所を有する法人または団体を対象としております。

【募集スケジュール】令和 5 年 7 月 21 日☎まで 応募（申請）受付

7 月下旬：指定管理者選考委員会

8 月上旬：議会にて指定管理者決定

【ＳＳ施設概要】

名 称：三島給油所

位 置：三島町大字川井字天屋原地内

設置年月：令和 6 年月予定

施設構造：鉄骨造平屋建

面 積：226.72 平方メートル（事務所棟、キャノピー棟）

【指定管理者が行う業務】

- （１）給油施設の維持管理及び保安に関する業務
- （２）給油施設の利用に関する業務
- （３）前各号に掲げるもののほか、給油施設の管理運営に関し町長が必要と認める業務

【指定期間】

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（3 年間）

【応募資格】

三島町内に事業所を有し、次の（１）～（２）のいずれにも該当する者とする。

- （１）指定管理者制度に基づき、安全かつ効果的に施設を管理運営できる能力を有する法人又はその他の団体とする。公社、財団、株式会社等の営利法人、ＮＰＯ法人等の非営利法人、法人格のない団体も含めるが、個人は除く。

- （２）下記のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 67 号）第 167 条の 4 の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

イ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいるもの。

ウ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしているもの。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条に定義する暴力団及びその構成員。

オ 税等を滞納している者。

（右欄上記へ続く）

【申請書類】

- （１）指定管理者指定申請書
- （２）三島給油所運営に係る事業計画書（収支予算書を含む）
- （３）法人にあつては、登記簿の謄本
- （４）法人でない団体にあつては、役員の氏名及び住所を記載した書類
- （５）申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- （６）申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- （７）その他町長等が定める書類

【施設使用料等】

指定管理者が町に納める施設使用料：月額 53,000 円程度

※施設使用料は、ＳＳ建設事業費総額が確定次第再算定します。

【施設維持管理業務委託料】

施設の維持管理に要する以下の費用負担について委託契約を締結し、町が指定管理者に委託料を支払います。

- （１）光熱水費に係る基本料金
- （２）浄化槽及び消防設備に係る法定点検料
- （３）その他、施設の維持管理に係る費用のうち、町が負担することが適当と認められる費用

※ご不明な点は担当係までお問い合わせください。

☎地域政策課 地域政策係 ☎（48）5533

三島町薪ストーブ設置事業補助金について

薪ストーブの燃料となる木材の需要を拡大し、三島町の林業振興を図ることを目的として、薪ストーブの購入及び設置費用を補助します。

【補 助 額】 総事業費の 5 分の 1 以内かつ上限 15 万円

※総事業費は、本体価格・付属機器・及び設置経費を含めた金額です。

※福島県事業との併用も可能ですが、その場合は総事業費から福島県補助金を差し引いた額を補助対象事業費とし、その 5 分の 1 以内の額で 15 万円を上限とします。

【補助対象者】 町内に住所を有する者または町内に事業所を有する法人

【募 集 期 間】 随時受付

※予算がなくなり次第終了となります。

【そ の 他】 ◇この事業における「薪ストーブ」とは、二次燃焼機能を有するものに限りです。

◇補助金は 1 名（1 法人）につき 1 台限りです。

◇補助金交付申請は、必ず購入及び設置前にしてください。

◇町では、薪割り機の貸し出しも実施していますので、そちらも併せてご利用ください。

※詳しくはお問い合わせください。

「木の駅事業」のお知らせ 丸太を商品券と交換します

町では、丸太を商品券と交換する「木の駅事業」を実施しています。商品券は町内の参加店で利用できます。丸太は生活工芸館に整備されている薪ボイラーの燃料などに活用します。随時受付しますので、詳しくはお問い合わせください。

【丸太の条件】 杉または広葉樹で、末口直径 5 cm 以上

※直径が大きすぎると受け入れられない場合もありますので、事前に役場にご相談ください。

【商品券の額】 1㎡当たり 4,500 円分（使用期限 6 カ月以内）

【そ の 他】 町で所有している運搬車（エンジン付き・200kg 積み）の貸し出しも可能ですので、希望される方はご連絡ください。

☎担当特命課 ☎（48）5232

食器類および衣類（古着）を無料回収します

町では、ごみの減量化・再資源化を推進するため、ご家庭で不要になった食器類および衣類（古着）の回収を下記の日程で行いますので、ぜひご利用ください。回収されたものは専門業者によりリユース（再利用）されます。

【日 時】

7 月 15 日④ 10：00 ～ 12：00 役場前駐車場

【回収品目】

食器類 ※段ボール等に入れてまとめてお持ちください。
衣類（古着） ※透明または半透明のゴミ袋（町指定でも可）に入れてお持ちください。



○回収できるもの（食器） ガラス・プラ・木製・陶器製・金属製どれも回収します。

コップ・グラス・マグカップ	鍋・鍋蓋
茶碗・お椀・お皿	おぼん（木製・プラ）
花瓶	箸・スプーン・フォーク

○お持ちいただく際の注意事項

- ・ガラス製と陶器製のものは分けて持ち込んでください。
- ・極端に破損したもの、汚れがひどいものは回収できません。

○回収できるもの（衣類）

洋服	着物
靴類（靴・長靴・サンダル・スリッパ）	ぬいぐるみ
毛布・敷きパッド・シーツ・タオル	



○お持ちいただく際の注意事項

- ・スキーウェア、はてん、ダウンジャケットは回収できません。
- ・濡れているもの、生地が切れているもの、汚れがひどいものは回収できません。
- ・贈答品のシーツ・タオルケット・毛布等は箱に入った状態のまま持ち込むことができます。

📍町民課 町民係 ☎（48）5555

熱中症予防について

この夏は、「**熱中症警戒アラート**」を確認して熱中症予防行動をとりましょう。「**熱中症警戒アラート**」とは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報です。

◇熱中症とは

体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなったりして、体温の上昇やめまい、けいれん、頭痛などの様々な症状を起こす病気です。

◇熱中症予防行動のポイント

○こまめな水分補給

- ・のどが渇く前に水分補給をしましょう。1 時間ごとにコップ 1 杯、起床時と入浴前後にも水分補給をしましょう。

○暑さを避ける

- ・暑い日や暑い時間帯は無理をしないようにしましょう。涼しい服装を心がけ、日傘や帽子を活用しましょう。
- ・エアコンを使用し、室温と湿度の調整を行いましょう。

○体調管理

- ・日頃の体温測定、健康チェックは感染症予防だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。

○声かけ・見守り

- ・高齢者、子ども、障がい者等に対して周囲の方々から「熱中症に気を付けて」と声をかけましょう。

少しでも体調が悪くなったら、速やかに涼しい場所に移動することが、熱中症予防に有効です。詳しくは、福島県ホームページをご覧ください。



📍町民課 保健福祉係 ☎（48）5565

会津宮下駅前 只見線マルシェ開催のお知らせ

町では、団体臨時列車ツアー客及び一般観光客の奥会津体験促進（食・物産）を目的として、会津宮下駅前でマルシェの開催を企画しており、今年度の第 2 回、3 回目は下記の内容で開催いたします。

三島町の特産品がもらえる抽選会やお子様向けの出店（縁日コーナー）などもご用意しておりますので、ご家族やお友達、ご近所の方をお誘いあわせの上、是非ご来場ください。

日 時	令和 5 年 7 月 16 日④・17 日④ 10：00 ～ 15：00
会 場	会津宮下駅前
出店者	① SampSon ②キッチン MORy ③三島町生活工芸館 ④三島町観光交流館からんころん ⑤工房あかるむ（17 日のみ） ⑥縁日コーナー（スーパーボールすくい、お菓子すくい、水ピス射的）

※団体臨時列車の会津宮下駅停車時間

会津若松～只見（往路）：10：41 頃～ 11：11 頃まで 約 30 分停車

※復路（只見～会津若松）の停車はありません。

📍地域政策課 地域政策係 ☎（48）5533

奥会津カーシェアリング事業について

只見川電源流域振興協議会では、鉄道を使って奥会津を訪れた観光客等が気軽に利用できる交通手段を確保し、駅からの観光周遊性を高めるための新たな取り組みとして、奥会津におけるカーシェアリングの実証事業を開始しました。

三島町には下記の内容で車両が配置されておりますので、来訪される方への周知に御協力いただきますとともに、町民の皆様におかれましても、是非ご利用ください。

【事業期間】：令和 5 年 7 月 1 日④～ 12 月 31 日④

※降雪の状況により変更あり

【ステーション名】：会津宮下駅からんころんステーション

【配置場所】：観光交流館からんころん駐車場脇
（会津宮下駅より徒歩 3 分）

【配置車両】：トヨタ ヴィッツ（黒） 会津 500 わ 1533 定員 5 名

【利用料金】：下表のとおり

【利用方法】：スマートフォンで「ノッテッテ DX」のアプリをダウンロードいただき、ご利用ください。



○会津宮下駅からんころんステーション利用料金

ベーシックプラン	パックプラン	
33.0 円 / 分	6 時間	4,000 円
	12 時間	6,000 円
	24 時間	8,000 円

距離料金 （6 時間以内の利用時は距離料金は掛かりません）	16.5 円 / km
延長料金	33.0 円 / 分
無断延長料金	49.5 円 / 分

📍只見川電源流域振興協議会 ☎ 0241（42）7125

📍NTT ル・パルクサポートセンター ☎ 0120（17）6869